

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2011年5月13日公表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が、本日とりまとめ・公表した2011年版不公正貿易報告書は、改善が求められる主要国の貿易政策・措置について、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして広範にわたる指摘を行っている。

各国の貿易政策・措置を巡る近年の動向としては、世界経済危機後の保護主義の連鎖は抑えられているものの、一時的な雇用維持や戦略産業の育成のための国内生産・産品優遇措置の増加が懸念されている。本年度においては、とりわけ、①希少資源・再生可能エネルギーに対する国際的な関心の高まりを受けた措置や、②国際的な基準や標準的なプラクティスに依拠せず、国内独自基準を採用し、措置の目的に照らして過剰な規制を課す措置の増加が観察される。

経済産業省としては、上記の動向を注視しつつ、個別問題の解決を図っていく。特に当面の優先度が高いと考える事項は以下のとおりである。

なお、昨年度の取組方針掲載案件に関する取組状況は(参考)のとおりであり、様々な案件で顕著な改善が見られている。

二国間・多国間協議やWTOの紛争解決手続への付託等を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議やEPAのビジネス環境整備小委員会、WTO通常委員会等の相互レビュー、WTO等の紛争解決手続への付託等を通じて問題解決を図っていく。

○中国

- ・ 鉱物資源の輸出制限措置への対応
- ・ 自主イノベーション製品認定制度における差別の是正やその他の政府調達に係る制度及び運用の改善

※中国はWTO政府調達協定への加盟交渉中ではあるが、この措置は加盟交渉中に同協定の内外無差別の方向性に逆行して導入されたものであることから取り上げた。

- ・ アンチ・ダンピング調査における不適切な運用の是正
- ・ 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

○アジア各国 (ASEAN、韓国、台湾、香港、インド)

- ・ 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

○米国

- ・ サンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃

○ロシア

- ・ 自動車等の関税引上げ措置の撤廃

※ ロシアはWTO加盟交渉中ではあるが、同措置は加盟交渉中に協定の方向性に逆行して導入されたものであることから取り上げた。

○アルゼンチン

- ・非自動輸入ライセンス制度の運用改善

既にWTO紛争解決手続を開始したもの

下記案件については、我が国がWTO紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃を求めていく。

○カナダ

- ・オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃

WTO勧告の早期履行を求めていくもの

下記案件については、我が国等がWTO紛争解決手続に付託した結果、措置のWTO協定整合性の確保を求めるWTO勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行やWTO勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

○米国

- ・ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行
- ・バード修正条項に基づく通関済物品からのアンチ・ダンピング税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止
- ・日本製熱延鋼板へのアンチ・ダンピング措置に係るWTO勧告の早期履行

○EU

- ・無税とされるべきWTO情報技術協定（ITA）対象製品に対する関税賦課の廃止

○中国

- ・出版物及び音響映像娯楽製品の貿易権及び流通サービスに関するWTO勧告の早期履行

※ 本件は、米国と中国の間の紛争案件であるが、我が国も第三国参加した案件であり、中国によるWTO勧告の履行に関心を持って注視していく。

東日本大震災の原発事故に伴う放射性物質の流出に関連し、諸外国における我が国製品に対する輸入禁止・制限措置については、科学的根拠に基づく措置か否かも含め、WTO関連協定と整合的に行われているか否かを注視していく。

(参考) 昨年の優先取組方針掲載案件に係る取組状況

対象国・地域	優先取組事項	改善・取組状況
中国	知的財産権の保護と行使に関するWTO勧告の早期履行	中国は2010年3月19日のWTO紛争解決機関会合にてWTO勧告を履行したと報告したが、その報告内容が適切に実施されているかどうかについて関心を持って注視しているところ（なお、米国はWTO勧告を履行したとの立場を共有できないと主張。）。
	自主イノベーション製品認定制度における差別的な政府調達に係る制度及び運用の改善	2009年11月に中国が公表した自主イノベーション製品認定制度は、外国企業の製品に対し差別的な措置となるおそれがあり、G20等における保護主義への反対という首脳間でのコミットメントに相反するおそれも強いことから、同年12月に我が国政府及び産業界から強い懸念を表明するレターを发出。 2010年1月に発表された中国政府調達法の実施条例案は、WTO政府調達協定の内外無差別原則・規定に合致しない点や、外国製品や外国企業が差別的な取扱いを受ける等の懸念があることから、同年2月、産業界と連携しつつ、同協定と整合的なものとするよう求めるとともに、同協定への中国の早期加盟を強く期待する旨の政府意見を提出。また、2010年5月に公表された政府調達国内製品管理弁法案についても、上記の観点から、同年6月、産業界と連携しつつ、政府意見を提出。 上記の政府調達関連規則については、最終版が未公表であるものの、その動向を注視しつつ、様々なレベルで是正の働きかけを実施しているところ。
	鉱物資源の輸出制限措置への対応	2010年1月、米国等の要請により設置されたパネルに我が国も第三国参加し、我が国としての意見を陳述（2011年4月に同パネル報告書が当事国へ配布される予定。）。 また、2010年7月、中国商務省から公表されたレアアース輸出枠の大幅削減については、同年8月に開催された日中ハイレベル経済対話において、直嶋経済産業大臣（当時）から中国商務部長、工業信息化部長、国家発展改革委員会主任に対し懸念を伝えるなど、様々なレベルにおいて働きかけを継続しているところ。
	アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善	2010年5月の対中TPRにおいて、中国調査当局がAD協定に整合的かつ透明な運用を実施するよう要請。個別事案についても政府意見書の提出等を通じて同協定上の問題点を指摘しているところ。2010年10月のWTO・AD委員会において、中国政府の日本製クロロプレナムに対するAD措置における事情変更レビュー手続の問題点を指摘し、中国政府に対する質問を書面で提出。
	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	2010年8月の知的財産権保護に関する官民合同ミッションの派遣、さらには2010年10月の日中知的財産権ワーキング・グループ等により、制度改善の要請と協力の両面から取組を実施。
アジア各国・地域（注）	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	APEC、WIPO、WTO等の多国間協議や二国間協議の場において、各国・地域内の法制整備、取締強化等を要請するとともに、各国・地域における関係機関の人材育成を引き続き支援。
米国	バード修正条項に基づく分配の停止	米国は、2006年2月にバード修正条項を廃止したが、経過規定により分配が継続しているため、我が国は日米経済調和対話等の枠組みにおいて分配停止を申入れるとともに、対抗措置を毎年延長。いまだ米国において分配停止の動きが見られないことから、2010年9月、分配額を踏まえた税率変更の上、対抗措置をさらに1年間延長しているところ。

	ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行	2007年1月、ゼロイングはWTO協定違反との上級委員会の判断が示されたが、米国は是正勧告の履行期限を徒過しても履行内容を明らかにしなかったため、2008年4月、我が国は履行確認パネルの設置を要請。この結果、2009年8月、米国は履行義務を未履行とする上級委員会の判断が確定したが、なお履行を実施する動きがなかったことから、2010年4月、対抗措置の規模を決定する仲裁手続の再開を申請。その後、同年12月、米国はゼロイングのWTO勧告履行に関するための商務省規則改正案を公表し、これに対するパブリックコメントを受け付けると発表。我が国は2011年9月7日まで仲裁手続を一時中断しているが、EU等と協調しながら米国の履行を注視しつつ、WTO紛争解決機関会合や日米経済調和对話等の枠組みで迅速かつ完全な履行を要請しているところ。
	日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンプ措置に係るWTO勧告の早期履行	2007年1月、米国政府は本件に議会と取り組む意思を表明したが、いまだ履行されておらず、我が国は、毎月のWTO紛争解決機関会合に加え、2011年の日米経済調和对話等において早期履行を申し入れているところ。
	米国・再生投資法に含まれる「バイ・アメリカン条項」の適正化	2009年2月に成立した米国再生・再投資法に盛り込まれた「バイ・アメリカン条項」に対しては、我が国を含む各国から懸念が示された結果、「国際約束に整合的な形で適用する」との一文が挿入され、WTO政府調達協定との整合性が確保された。引き続き、米国が同協定に反する調達を実施していないか注視しているところ。
EU	情報技術協定対象製品への関税賦課の是正	我が国は米国・台湾とともに、2008年5月にWTO紛争解決手続上の協議を要請。同協議は不調に終わり、2008年8月パネル設置を要請。2010年8月、同パネルは我が国の主張を全面的に認めた報告書を公表。EUは上訴を行わず、9月に開催されたWTO紛争解決機関会合においてパネルの判断が確定。その後、我が国等は、履行期間についてEUと協議を実施。12月、我が国等とEUは履行期限を2011年6月30日とすることに合意。引き続き米国等と協調しつつEUの履行に向けた働きかけを行っているところ。
カナダ	電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務	カナダ・オンタリオ州の再生エネルギー関連の固定価格買取制度が義務づけているローカルコンテンツ要求は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、TRIM協定第2条違反の可能性があるとともに、WTO補助金協定第3条に定める禁止補助金（国内産品優先補助金）に該当する可能性があることから、2010年9月、カナダに対してWTO紛争解決手続に基づく協議要請を実施。現在、二国間協議を継続中。
ロシア	自動車等の関税引き上げ措置の撤廃	2008年11月以降、総理・閣僚レベルの申し入れを含め、ロシア政府に対し累次にわたり懸念表明。 また、ロシアはWTO加盟申請中であり、加盟交渉においてもEU等と協調してロシアに対して懸念を表明。
アルゼンチン	エレベーター等に対する非自動輸入許可制の運用改善	2009年3月に経済産業審議官から駐日アルゼンチン大使へ、2009年8月に現地大使館からアルゼンチン工業省に対し申し入れを行う等の働きかけを行った結果、複数の個別輸入案件について許可が下りる等の改善が見られたところ。しかし、その後も他の製品について輸入ライセンスの発給遅延が続き、ライセンス対象品目も拡大したことから、WTO輸入ライセンス委員会及びWTO物品理事会において、EU・米国等と共同して累次にわたり懸念表明を行うとともに、現地大使館等を通じた申し入れも継続しているところ。

(注) アジア各国・地域：ASEAN、韓国、台湾、香港、インド

「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた 個別貿易政策・措置の動き

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた優先取組事項の概要は以下のとおり。

<中 国>

鉱物資源の輸出制限措置への対応

中国政府はコークスや亜鉛、レアアース等、多くの原材料品目について、輸出許可証を発給し、輸出可能な者、輸出可能な数量を管理し、また、輸出に際しても高率な輸出税を賦課している（2009年、コークス：40%、亜鉛：15%、レアアース：20%等）。当該措置は、GATT第11条（数量制限の一般的禁止）及び中国のWTO加盟議定書（輸出税の撤廃・上限輸出税率の設定）の約束に違反している可能性があるが、中国は、環境保護と有限天然資源の保存のための措置であり、WTOルールに整合的としている。

本件に関連して、米国・EUは、2009年6月、WTO紛争解決手続に基づく協議要請を実施（同年8月、メキシコも協議要請を実施）（対象品目：ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン及び亜鉛の9品目並びに同9品目を原材料として使用した加工品・半加工品）したが、同協議が不調に終わったため、2010年1月パネルが設置された。我が国も第三国参加している。2011年4月にパネル報告書が当事国へ配布される予定。

他方、2010年7月8日、中国商務部は2010年下半期のレアアース輸出枠を約8,000トンとする旨を公表（前年比で約40%の削減）。中国はレアアースの世界供給の約97%（2008年）を占めており、供給の不安定性が一層明らかとなった。これに対し、同年8月に開催された日中ハイレベル経済対話においては、直嶋経済産業大臣（当時）から中国商務部長、工業信息化部長、国家発展改革委員会主任に対し、輸出枠の大幅削減に対する懸念を伝えるなど、様々なレベルにおいて働きかけを継続している。

引き続き、中国の貿易政策が透明性と予見可能性をもって運営されるとともに、WTO加盟議定書の約束に違反している点については是正がなされるよう、我が国としても働きかけを継続していく。

自主イノベーション製品認定制度における差別の是正やその他政府調達に係る制度及び運用の改善

2009年11月に科学技術部、国家発展改革委員会及び財務部が公表した自主イノベーション製品認定制度は、①コンピューター及び関連機器、②通信機器、③最新オフィス機器、④ソフトウェア、⑤新エネ及び設備、⑥高効率省エネ製品について、中国で知的財産権の所有権を保有していることや、商標の初期登録地が中国であること等を条件に「国家自主創新製品」として認定し、政府調達の際に優遇を行うものである。

本制度は、外国企業の製品に対し差別的な措置となる可能性があり、G20等における保護主義への反対という首脳間でのコミットメントに相反するものとなるおそれも強いことから、我が国の政府、産業界ともに強い懸念を表明した。

日米欧の産業団体は2009年12月10日付けで抗議書簡を発出し、米国、欧州も懸念の表明や協議を要請するレターを発出した。

我が国は、本件制度が適用される製品の認定条件などが不明であることから、外交ルートを通じて中国政府に内容を照会し、本件制度が適用される製品や基準など不透明な点について、科学技術部に説明を求めるなどした。

中国政府は、各国等の反発を受け、各業界からの意見を検討した上で改善し、追って発表する旨を通知したが、現時点では改正版の発表はなく、いまだ申請受付も開始されていない。このような現状を踏まえ、我が国は引き続き、政府調達にかかる自主イノベーション製品認定制度の動向を注視していく。

これに加えて、2010年1月に国务院法制弁公室が発表した政府調達法の実施条例案は、WTO政府調達協定の内外無差別といった原則・規定に合致しない点や、外国製品や外国企業が差別的な取り扱いをうけること等の懸念があることから、我が国政府は、同年2月5日、実施条例を同協定と整合的なものとするよう求めるとともに、同協定への中国の早期加盟を強く期待する旨の意見を提出した。

また、産業界からは日本機械輸出組合のほか、在北京の中国日本商工会、日本貿易振興機構(JETRO)及び電子情報技術産業協会(JEITA)北京事務所の三者が連名で、実施条例を同協定と整合的なものにするよう求めるなどの意見を提出した。これらのパブリックコメントを受けた実施条例の最終案は公表されていない。また、2010年5月に公表された政府調達国内製品管理弁法案は、国内製品について、「中国国内で生産され、国内生産コスト比率が50%を超える最終製品」と定義し、その認定方法を定めている。同年6月、我が国政府及び産業界は、管理弁法案に対しても、同協定の内外無差別原則に合致しないなどとの意見を提出した。

以上のような自主イノベーション製品認定制度、政府調達法実施条例案、政府調達国内製品管理弁法案など、政府調達分野における中国の一連の措置は、中国が政府調達協定に未加盟である現時点では協定上の問題とはならないが、中国は現在加盟交渉を行っているところであり、その動向を注視するとともに、是正の働きかけを行っていく。

アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善

中国は、2001年12月のWTO加盟以来、2010年6月までの間に182件（うち30件が我が国産品を対象とする案件）のアンチ・ダンピング（AD）調査を開始しているが、近年の中国のAD調査においては、一般的に次の問題が指摘されている。

- ① 申請書の内容を十分精査することなく、調査開始を決定している。
- ② 損害認定にかかる判断の根拠となる指標の分析が明確でなく、ダンピングと損害の因果関係（とりわけ他の要因による影響の分離・区別）について客観的な検討に基づく十分な根拠が示されていない。
- ③ 調査当局に知られておらず、調査開始の通知または申請書の全文の提供が行われていないその他の者に対して、一律にファクツ・アベイラブルを用いた数十～100%以上とする不当なAD税を賦課している。

我が国は、2008年10月及び2009年10月のWTO・AD委員会における中国TRM（経過的審査メカニズム）及び2010年5月の中国TPR、日中経済パートナーシップ協議等において運用の改善を要請するとともに、個別案件におけるWTO協定と整合的でない運用や不適切と思われる運用については、随時、調査当局に対し政府意見書を提出する等の対応をとってきている。2010年10月のAD委員会では、クロロプレングムの事情変更レビューに関して、不適切と考えられる調査手続について中国側に質問を行った。

引き続き、中国調査当局に対し、WTO協定整合的な運用を実施するとともに、我が国企業の意見を踏まえつつ、調査が適切に実施されるよう強く働きかけていく。

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

中国においては、WTO 加盟を契機に知的財産権保護に係る関連法の改正が進められているが、依然として、法制度上の問題も存在することに加え、体制面等運用上の問題が多く存在する状況である。

2002 年より、日本政府と国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) が共同で知的財産保護官民合同訪中代表団を継続して派遣しており、2010 年 8 月は、7 回目となる代表団 (ハイレベル) を派遣するとともに、11 月には 8 回目となる代表団 (実務レベル) の派遣し、中国政府に対して法制度及び運用面の改善等の要請・働きかけを行っている。

また、2009 年 6 月に、経済産業省と中国商務部 (中国における知財の対外取りまとめ機関)、同年 8 月に経済産業省と中国国家工商行政管理総局 (商標法、不正競争防止法を所管) との間で、また、同年 12 月に特許庁と中国国家知識産権局 (特許法、実用新案法及び意匠法を所管) と相次いで覚書が交換されている。

これらの覚書に基づいて、2010 年 7 月に第 1 回日中模倣品対策事務ワーキング・グループ (開催地: 北京)、同年 10 月に第 2 回日中知的財産権ワーキング・グループ (開催地: 北京) が開催される等、二国間の様々な機会及び枠組みを通じて、国内法制の整備及びその適切かつ効果的な運用、行政・司法各部門での取締強化等を要請してきた。さらに、インターネット上の模倣品・海賊版対策として、2010 年 5 月にインターネット侵害対策シンポジウムを東京で開催し、中国商務部と中国の ISP 事業者を日本に招聘し、日本の主な ISP 事業者及び権利者と権利侵害品の削除、予防等について意見交換等を実施するとともに、中国の税関、警察、裁判所、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の体制整備を支援することにより、人材と制度の両面から問題解決に向けた取組を行っている。

日本の企業 (権利者) に対しては、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業からの相談や情報提供依頼への対応に加えて、業界単位での中国政府・業界との意見交換等、民間ベースでの各種活動に対する支援も行っており、今後も引き続きこうした支援を継続していく。さらに、毎年、日系企業の被害状況及び中国における関係当局の取締実態を把握することを目的としたアンケート調査等も実施しており、現状の把握を行っている。

近年、中国における知的財産権の侵害に対する刑事訴追件数が増加する兆しが見受けられ、また、刑事訴追基準に係る法人の閾値の引き下げが行われる等、一部に中国における模倣品・海賊版被害の減少に向けての進展は見られるものの、依然として、模倣品・海賊版等の不正商品の横行による被害は大きな懸案である。我が国の企業 (権利者) が受けている被害も甚大であることから、今後も引き続き、法制度の適切な整備及びその運用の徹底、刑事上・行政上の取締強化、法令執行に係る情報の提供等を求めていく。

出版物及び音響映像娯楽製品の貿易権及び流通サービスに関する WTO 勧告の早期履行

中国による出版物及び音響映像製品の輸入・流通制限が、中国の加盟議定書 5 条 (貿易権の付与)、GATT 第 3 条第 4 項、GATS 第 16 条、第 17 条等に反するとして 2007 年 8 月に米国が協議要請を実施。同年 9 月にはパネルが設置され、我が国も第三国参加。

パネルは、①外資事業者が書籍・映像製品・劇場用フィルム等の輸入事業に従事す

ることを禁止する措置等につき、貿易権を付与していないとして加盟議定書及び加盟作業部会報告書違反、かつ、GATT 第 20 条(a)（公徳の保護のために必要な措置）により正当化されないと判断、②出版物、電子的形態の音声記録製品、音響映像娯楽製品の流通に関する措置について、GATS 第 16 条、第 17 条違反と判断、③輸入出版物を不利な競争条件におく措置について、GATT 第 3 条第 4 項違反と判断した。上級委員会も、①・②に係る中国の上訴に対し、パネルの判断を是認した。

2010 年 2 月、中国は WTO 紛争処理機関に対し、WTO 勧告の履行の意思を表明。2010 年 7 月には、米中両国が、WTO 勧告の履行期間を 2011 年 3 月 19 日とすることに合意した。

2011 年 3 月 25 日の紛争解決機関会合において、中国は、WTO 勧告を大部分履行したことを表明。他方、米国は明確な進展がみられないとして、引き続き中国と協議していくとしている。我が国としても、中国が本件 WTO 勧告を履行したとは確認できていない。本件は、我が国産業界にとって大きな懸案となっていることから、WTO 勧告で指摘されている点について早期に是正がなされるよう、引き続き、法制度の整備や法令執行に係る情報の提供を求める等中国の履行状況に関心を持って注視していく。

<アジア各国・地域（ASEAN、韓国、台湾、香港、インド）等> 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

アジア各国・地域においては、知的財産権保護の必要性が高まりつつあるが、法制度や運用等において改善すべき点は多く、知的財産権の保護強化が必要不可欠である。

我が国は、APEC、WIPO、WTO 等の多国間や各国との EPA 等の二国間の様々な機会及び枠組みを通じて、各国・地域における法制度の適切な整備及びその運用の徹底、行政・司法各部門での取締の強化等を要請してきた。2008 年 2 月には初めてインドへの官民合同ミッションを派遣し、両国の知的財産の専門家が意見交換を行うとともに、インドにおける知的財産権の保護強化を訴えた。

また、現地の税関、警察、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の人材育成の支援を行い、人材と制度の両面から問題解決に向けた取組を行っている。2010 年 7 月にはインドネシア、同年 12 月には韓国、2011 年 1 月にはフィリピンにおいて、現地の税関、警察等の職員を対象に、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供する真贋判定セミナーを開催した。

ASEAN 諸国が不正商品の流通国となっている事例が多いが、かかる事態を改善するために、関係国間において知的財産権侵害に関する情報交流を促進する必要がある。2007 年 6 月の APEC・IPEG において、我が国が提唱した税関専門家と知財専門家による合同セッションの発足が合意されたことを受け、2008 年 2 月にはペルーにおいて税関専門家会合と知財専門家会合の合同セッションが開催されるなど、我が国は知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導している。

また、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業による相談や情報提供依頼への対応を行っている。

アジア各国・地域では、不正商品の製造及び流通等、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態は依然として大きな懸案である。我が国企業が受けている被害も大きいことから、我が国としては、今後も引き続き、法制度の適切な整備及び運用の徹底、刑事上・行政上の取締強化、法令執行に係る情報の提供等を求めていく。

<米 国>

サンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃

AD 協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD 課税は原則 5 年間で失効（サンセット）するが、米国の運用実態は国内企業からのレビュー申請がある限り原則継続の判断となっている。

米国は日本製品に対して 16 件の AD 措置を課しているが、最長の措置は 32 年以上継続しており、3 つの措置については 20 年以上継続している。平均継続期間は 15 年以上である。

これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国ユーザーから支持を得ているが、AD 措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、2010 年 9・10 月の対米 TPRM、2011 年 3 月の日米経済調和对話や累次の WTO・AD 委員会などの場において措置撤廃を要請しているところ。

引き続き、我が国は、国内産業の要請あえあれば AD 措置を安易に延長するという米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

ゼロイングに係る WTO 勧告の早期履行

米国は、AD 手続において、ダンピング・マージン計算の際に、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引毎の価格差を「ゼロ」とみなし、安値輸出のみで計算し、産品全体のダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用している。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 紛争解決手続に基づく協議要請、2005 年 2 月にパネル設置要請を行い、個別 AD 措置に対するゼロイングの適用（as applied）に加え、米国のゼロイング制度それ自体（as such）が WTO 協定に違反する旨を主張。2007 年 1 月に発出された上級委員会報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、AD 手続全体を通じてゼロイングが WTO 協定違反であることが認定されるとともに、その是正が勧告された。

我が国は、2007 年 2 月、経済産業省から米国通商代表部及び商務省の次官級に対して、履行すべき内容の要請を送付したほか、EU 等とも連携しつつ、米国との間で履行のための協議を継続してきた。しかし、是正勧告の履行期限（同年 12 月 24 日）までに、十分な履行措置を米国が採らなかったため、我が国は、2008 年 1 月、対抗措置発動の権利を留保する目的で、WTO に対し対抗措置の承認申請を行った。その後、米国は、WTO 紛争解決機関会合において、実際には勧告の一部についてしか履行措置を採っていないにもかかわらず、他の点についても勧告を履行したと強弁したため、同年 3 月に、日米間で今後の手続の段取りについて合意するとともに、4 月には、米国が十分な履行措置を実施していないことの確認を求めて履行確認パネルの設置要請を行った。2009 年 4 月に発出されたパネル最終報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、ゼロイング制度それ自体（as such）、及び、ゼロイングが適用された個別 AD 措置（as applied）について、是正がなされておらず、米国は WTO 勧告を履行する義務を果たしていないと認定された。米国は 5 月に上訴したが、上級

委員会も 8 月、パネル報告を全面的に支持した報告書を発出し、米国が WTO 勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。

その後も米国が履行する動きは見られず、我が国は 2010 年 4 月 23 日、米国に対して WTO 勧告の迅速かつ完全な履行を促すため、対抗措置の規模を決定する仲裁手続の再開を申請し、同年 10 月 6 日に仲裁会合が開催された。その後、同年 12 月 28 日、米国はゼロイングの WTO 勧告履行に関する商務省規則改正案を公表し、これに対するパブリックコメントを受け付けると発表した。我が国としては、本件提案には不明確な点もあるため、EU 等と協調して今後の米国の履行に向けた動きを注視し、必要に応じて適切に対応していく必要がある（なお、仲裁手続については、同年 12 月 10 日、日米間で一時中断することで合意した。中断期間は、2011 年 9 月 7 日まで。）。我が国は、引き続き、WTO 紛争解決手続と WTO ルール交渉の 2 つのトラックにおいて、米国にゼロイングの廃止を求めていく。

バード修正条項に基づく通関済物品からのアンチ・ダンピング税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項（1930 年関税法修正条項）は、AD 措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものの。

我が国及び EU を含む計 11 ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003 年 1 月に上級委員会が WTO 協定違反であるとの判断を示し、是正を勧告した。しかし、米国が同条項の改廃を行わないまま 2003 年 12 月の履行期限を徒過したため、2004 年 11 月、我が国及び EU 等 7 ヶ国・地域は対抗措置発動の承認を受け、2005 年 5 月に EU 及びカナダが、8 月にメキシコが、9 月に我が国が対抗措置を発動した。我が国は、ベアリング、鉄鋼等 15 品目に 15% の追加関税を賦課した。

2006 年 2 月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかし、同法の経過規定では、2007 年 10 月 1 日までに通関した産品に係る税の分配が定められており、バード修正条項の廃止後も、分配が継続される限りは、WTO 協定違反の状態が継続するとともに、不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなる。こうした状況を踏まえ、我が国は、2006 年 9 月及び 2007 年 9 月の二度にわたり、対抗措置をそれぞれ一年間延長した。その後、分配額減少により対抗措置の上限額が減少したこととともない、品目及び税率を変更した上で、2008 年 9 月、2009 年 9 月に対抗措置をそれぞれ一年間延長した（2008 年：ベアリング 2 品目に 10.6% の追加関税賦課、2009 年：ベアリング 2 品目に 9.6% の追加関税賦課）。2009 年も経過措置に基づく分配が行われたことから、2010 年 9 月、税率変更の上、対抗措置をさらに一年間延長している（ベアリング 2 品目に 4.1% の追加関税賦課）。

我が国は、日米経済調和对話や WTO 紛争解決機関会合の場において、経過規定に基づく分配の停止を求めており、今後も引き続き、他の共同申立国・地域と連携し、米国に対し速やかに分配を停止し、WTO 協定違反の状態を解消するよう強く働きかけていく。

日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置に係る WTO 勧告の早期履行

米国が 1999 年 6 月に決定した日本製熱延鋼板に対する AD 措置については、我が国の要請に基づいて設置されたパネル及び上級委員会において、米国のダンピング・マージンの算定方法等が WTO 協定違反であるとの判断が示され、2001 年 8 月に違

反が確定、是正勧告がなされた。

米国は、当初の履行期限（2002年11月）までに、関連する米国法の改正等について履行を完了できず、その後3度にわたり履行期限の延長を行った。2005年5月には勧告実施のための法案が議会に提出されたが、同年7月末の履行期限までに成立する見通しが立っていなかったことから、同年7月、我が国は、本件履行に引き続き取り組むという米国の意思を踏まえ、猶予期間の再延長は行わないものの、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで米国と合意した。

しかし、その後、2006年12月の日米規制改革イニシアティブ等における我が国からの再三の履行要請にも拘らず、勧告実施法案は同年末の第109議会閉会により審議未了のまま廃案となった。そのため、2007年1月に改めて甘利経済産業大臣（当時）からシュワブ USTR 代表に対して早期履行を求め、米国政府は同月の WTO 紛争解決機関会合において、議会とともに本件に取り組む旨の意思表示を行った。しかし、その後の WTO 紛争解決機関会合や2008年10月の日米規制改革イニシアティブ、2011年の日米経済調和对話（第1回会合）等における我が国からの累次の要請にもかかわらず、これまで米国による勧告の完全な履行は行われていない。

我が国としては、今後とも WTO 紛争解決機関会合や対米 TPRM、日米経済調和对話等の二国間協議の場を通じて、一刻も早い勧告履行を米国に対して働きかけていく。

< E U >

無税とされるべき情報技術協定 (ITA) 対象製品に対する関税賦課の廃止

EU では、コンピュータ、同関連機器、半導体といった WTO・ITA (Information Technology Agreement : 情報技術協定) の対象製品が無税とされる一方、テレビやビデオといった ITA 対象外の電機製品に対して高い関税が課されている。近年、これらの製品の多機能化・高度化が進む中で、ITA の対象として扱われるべき製品が恣意的な関税分類の変更により課税され、また課税が検討される事態が生じている。

IT 分野は技術進歩の速い分野であることから、ITA は「各国の貿易制度は、IT 製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべき」(ITA 宣言パラ1) と定め、また、技術進歩等に伴う品目追加についてはコンセンサスで合意することを規定するなど、設立当初から技術進歩に対応する必要性を織り込んでいた。しかし、EU において現在生じている問題は、本来 ITA 対象である品目が技術進歩によって多機能化・高度化したことにより、当初合意された品目と異なるという理由で ITA 対象外として課税されるというものであり、我が国は、ITA 本来の趣旨やこれまでの成果（各国が行った関税譲許）に反するものと懸念している。

本問題については、2007年1月に甘利経済産業大臣（当時）がマンデルソン欧州委員（貿易担当）に対して解決を要請したほか、経済産業省と欧州委員会貿易総局との間で次官級の協議を累次行う等、解決に向けハイレベルでの協議を行ってきた。

しかし、EU 側は解決への努力を行わなかったため、これらの製品に対する関税賦課は WTO・ITA に整合的ではないとして、米国、台湾とともに、2008年5月、WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、2008年7月には EU との間で二国間協議を行った。

しかしながら、二国間協議においても、EU より問題解決に向けた回答が得られなかったことから、我が国は、米国、台湾とともに、パネル設置の要請を行い、2008年9月にパネルが設置された。

2010年8月16日、パネルは我が国の主張を全面的に認めた最終報告書を全加盟国

に配布。EUは上訴を行わず、9月21日に開催されたWTO紛争解決機関会合においてパネル報告書が採択され、パネルの判断が確定した。その後、我が国は、履行期間について米国・台湾と共にEUと協議を行い、2010年12月20日、履行期間を9ヵ月と9日（履行期限は2011年6月30日まで）とすることに合意。今後、我が国はEUが履行期間中にWTO協定違反の措置を改善するよう働きかけを行うとともに、監視を続ける。

<カナダ>

オンタリオ州の再生エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃

2009年5月、カナダ・オンタリオ州は太陽光や風力により発電された電気についての固定価格買取制度（フィード・イン・タリフ・プログラム）を創設。その際、同州政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値（組立てや原材料の調達等）が同州内で付加された太陽光・風力発電設備を使用することを義務化（ローカルコンテンツ要求）した。ローカルコンテンツ要求により、固定買取制度に参入しようとする発電事業者等が太陽光パネル等を購入する場合において、輸入製品より、オンタリオ州産の製品を購入しようとするインセンティブが生じる。その結果、日本企業がオンタリオ州向けに輸出する太陽光パネル等の製品は、同州産の製品に比べて不利な扱いを受けている。

オンタリオ州による本措置は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、TRIM協定第2条違反の可能性があるとともに、補助金協定第3条に定める禁止補助金（国内産品優先補助金）に該当する可能性がある。さらに、こうした国内産品優遇措置は、容易に世界中に拡散する恐れがあり、我が国が強みを有する太陽光パネル等の環境関連産業は大きな影響を受ける可能性がある。そのため、本問題について、我が国は、カナダとの間で閣僚レベルによる申入れを行ってきたが、改善は見られなかった。

以上の状況を踏まえ、我が国政府は2010年9月13日、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を通じ、カナダに対してWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行った。現在、カナダとの間で二国間協議を実施しているところ。

<ロシア>

自動車等の関税引き上げ措置の撤廃

ロシアは、2009年1月に自動車及びトラック等の輸入関税を9ヶ月間引上げた。同措置は、同年10月に9ヶ月間延長され、2010年7月以降は、カザフスタン及びベラルーシとの三国で発足した関税同盟における共通輸入関税率の適用という形式で、事実上延長された。

また、2009年11月、外径426ミリメートル以下の耐腐食性パイプ等一部鉄鋼製品について、3年間の特殊関税措置（セーフガード）を課した。

ロシアはWTOに未加盟のため、同国に対してのWTO協定に基づく問題提起は難しい。しかしながら、当該措置は、WTOの精神である自由で開かれた貿易の促進に資するものではなく、またG20等における首脳宣言に明確に反する保護主義的措置であることから、我が国は、その即時撤廃に向けて日露両国の各種協議の場やWTOロシア加盟関連会合において繰り返し是正を要請している。2008年11月、ロシア首相府が外国製自動車の輸入関税引き上げを勧告した際には、二階経済産業大臣（当時）からナビウリナ経済発展大臣及びフリステンコ産業貿易大臣に対し、当該措置を実施

しないことを強く期待する旨の書簡を発出した。また、2009年11月にシンガポールで開催されたAPEC閣僚会合の場においては、直嶋経済産業大臣（当時）から、ロシアのナビウリナ経済発展相（WTO担当）に対して当該措置の見直しを要請した。

しかし現在に至るまで、ロシア政府から我が国の懸念に対する一定の認識が示され、WTO加盟後はWTO協定上のすべての約束を遵守する旨述べているが、現段階において当該措置を撤廃する動きは見られない。我が国産業界にも影響が大きいこのような措置を看過せず、今後もあらゆる機会を通じて、引き続き適切な対応を実施することが必要である。

<アルゼンチン>

非自動輸入ライセンス制の運用改善

アルゼンチンは、ここ数年の間に多くの製品について、通関手続中における監視と管理のための仕組みを確立するとの理由で、輸入ライセンスを自動ライセンス制から非自動ライセンス制に移行させており、特定の冶金製品については、2008年11月、エレベーター製品の輸入許可を非自動ライセンス制に移行した。これによって、日本からアルゼンチンに輸出されたエレベーターが、輸入港に到着しているにもかかわらず輸入許可が得られないため陸揚げが出来ず、納期の遅延や倉庫の保管料が発生するといった問題が生じていた。

WTOの「輸入許可手続に関する協定」では、非自動輸入ライセンス制度を導入する場合、輸入に対する貿易制限的なものであってはならず、またその許可に関しては原則として輸入申請後30日（申請を同時に処理する場合には60日）以内に処理しなければならないとしている。

本事案では、日本からの輸入したエレベーターに関して、申請後60日以上を経過しても輸入ライセンスが下りておらず、WTOルールに違反する可能性も高いことから、経済産業省は駐日アルゼンチン大使館に対し、本件エレベーター輸入について早期に輸入許可を出すことも含め、WTOルールに整合的な運用とするよう要請した。また現地でも、在アルゼンチン日本大使館からアルゼンチン政府の複数関係部署に対し、本件への善処を求めた。

これらの我が国からの要請に対して、アルゼンチン側は早期解決の努力を行うとしており、アルゼンチンの港で留め置かれていたエレベーターについては、日本側からの要請後、輸入許可が出され、改善が見られた。

しかし、その後も他の製品について輸入ライセンスの発給遅延が続いていたのみならず、輸入ライセンス制の対象製品が拡大され、2010年12月10日には、アルゼンチン産業省が自動車を対象品目に加えるとともに、輸入実績の8割までしか輸入ライセンスの発給を認めないとする新たな規制を2011年1月より開始する旨を公表した。さらに、2011年2月16日付の官報で新たに179品目を非自動輸入ライセンス制度の対象に追加することを決定した。現在、対象品目は約600品目にも達しており、更なる貿易への影響が懸念されている。

こうした状況を受け、WTO輸入ライセンス委員会及びWTO物品理事会において、EU、米国等と共同して累次にわたり懸念表明を行うとともに、現地大使館等を通じて申入れも行っているところ。引き続き、あらゆるチャネルを活用し、アルゼンチンに本措置の運用改善を求めていく。

以上